市立加西病院経営評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 市立加西病院改革プラン(以下「プラン」という。) に基づく実施状況について点検・評価するとともに、市立加西病院の改革・改善に係る事項について調査・検討するため、市立加西病院経営評価委員会(以下「委員会」という。) を置く。

(所堂事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。
 - (1) プランに掲げる実施計画の進捗状況に係る点検・評価に関すること。
 - (2) 市立加西病院の改革・改善に関すること。
 - (3) その他上記の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

- 第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 地域医療団体の代表者
 - (2) 経営に関する学識経験を有する者
 - (3) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は4年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残 任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その説明 若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

附則

- 第6条 委員会の庶務は、市立加西病院事務局総務課において処理する。 (補則)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。